

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：関東化学株式会社 會田 恵介)

化学物質に関する法律で令和6年9月から令和6年11月までに改正などのあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページなどでご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1) 第二種特定化学物質の追加指定

政令310号(令和6年9月27日付)により1物質が「第二種特定化学物質」に指定されました

- ①ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。第九条の表四の項において「NPE」という。)

(施行日：令和7年4月1日)

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/hourei/2024kaiseireibun_npe.pdf】

2) 第一種特定化学物質のうち、ベルフルオロオクタン酸関連物質の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省令第4号(令和6年11月15日付)により138物質が第一種特定化学物質 第35号「ベルフルオロオクタン酸

関連物質」ハの規定に基づき定める化学物質に指定されました。

(施行日：令和7年1月10日)

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/hourei/laws_r070110_r061115.pdf】

2. 医薬品医療機器等法 関係

1) 指定薬物の追加指定

厚生労働省令第151号(令和6年11月6日付)により、次の4物質が「指定薬物」に指定されました。

- ①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ②1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(4-フルオロベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
- ④4-メチル-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(施行日：令和6年11月16日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H241106I0010.pdf>】

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00058.html)

[houdou/0000212475_00058.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00058.html)】

3. 麻薬及び向精神薬取締法 関係

1) 麻薬とみなして法の規定を適用する物に指定

政令第283号(令和6年9月11日付)により、次の2物質が「麻薬とみなして法の規定を適用する物」に指定されました。

① 6a,7,8,10a-テトラヒドロ-1-ヒドロキシ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-2-カルボン酸及びその塩類

② 6a,7,10,10a-テトラヒドロ-1-ヒドロキシ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-2-カルボン酸及びその塩類

(施行日：令和6年12月12日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

[https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240911I0010.pdf)

[hourei/H240911I0010.pdf](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240911I0010.pdf)】

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html)

[newpage_43079.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html)】

2) 麻薬の指定から削除

政令第283号(令和6年9月11日付)により、次の2物質が「麻薬」の指定から削除されました。

① 6a,7,8,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類

② 6a,7,10,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-1-オール(別

名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類

(施行日：令和6年12月12日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

[https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240911I0010.pdf)

[hourei/H240911I0010.pdf](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240911I0010.pdf)】

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html)

[newpage_43079.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html)】

3) 麻薬に追加指定

政令第351号(令和6年11月20日付)により、次の3物質が「麻薬」に指定されました。

① 6a,7,10,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類

② 6a,7,8,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類

③ 6a,7,10,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ [*b,d*] ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類

(施行日：令和6年12月20日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

[https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H241120I0030.pdf)

[hourei/H241120I0030.pdf](https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H241120I0030.pdf)】

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00011.html)

[houdou/0000212707_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00011.html)】

以上